

# 「原発なくそう！九州玄海訴訟」NEWS Vol.11

2015. Feb



発行元/

「原発なくそう！

九州玄海訴訟」原告団・弁護団



〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10  
 ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付  
 Tel. 0952-25-3121 Fax. 0952-25-3123  
 メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com  
 ホームページ <http://no-genpatsu.main.jp>

## 第11回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう！九州玄海訴訟」は、今回の第11回弁論に至り、被告九電側が、防災計画に関するものと大飯原発差止めを認容した福井判決に反論する準備書面を出しました。しかし、これは、万が一の原発事故による住民の安全は行政によるものだとし、現実に発生した福島原発事故を他人事のように福井地裁判決を批判するものでしかありません。さらに原告代理人側から再稼働を申請していない1, 2号機についてどうするのかを問われ、九電側も、3, 4号機の主張に続いて主張を検討するといわざるを得ませんでした。

今、最大の争点は、川内原発の再稼働問題であり、4月にも再稼働を目指す九電と住民の厳しいせめぎ合いの中、玄海でも仮処分を検討しているところです。

九電側の反論は、原発事故の再発を容認し、身を守ろうとする住民たちの防災計画は行政任せという極めて無責任なものでしかありません。

その意味で、一万人原告を一日も早く実現し、大きな世論で原発再稼働の動きを包囲していく必要があります。今年、川内、高浜の仮処分、名古屋高裁金沢支部の判決など司法の判断が連発される歴史的な年であり、原発の再稼働を許さない闘いをすすめ、寄せては返す海の波のように粘り強く原発推進の動きを転換させ、勝利の年にしていくことが求められています。

### 東島弁護士の 第11回口頭弁論 ココがポイント!

(2015年1月23日)



① 九州電力が、原発の安全性の主張をする順番が一昨年12月の弁論から5回にわたって続いています。しかし、実質のある反論ができません（原子力規制委員会には再稼働の申請をとっくの昔にしています）。

今回は、九州電力から、①原子力災害対策について九州電力も適切に対応しているとの主張、②原告が勝訴した大飯原発福井地裁判決（2014年5月21日）は非科学的だとの主張がされました。しかし、③については行政任せというだけの主張にすぎません、④福井訴訟控訴審の関西電力の主張と同一で、それに対しては当日の報告集会で福井の島田弁護士が批判したように多くの問題点があります。今後、弁護団はその点を再反論していく予定です。

② 辛口評論家の佐高信氏が“原発は究極の無責任の体制である”ことを意見陳述しました。また、「水俣病不知火患者会」会長の大石利生氏は、「水俣病の加害構造と原発のそれは同じだ。国が、加害企業に加担して責任を否定し、被害を矮小化し被害者を切り捨てるという点で同じだ」と意見陳述しました。



2014年12月18日の提訴。これで12回目です。362名が追加され、原告総数は8879名となりました。

#### 目次 CONTENTS

口頭弁論を終えて	1
ココがポイント	1
意見陳述	2~5
佐高 信氏/大石 利生氏	
準備書面の要旨説明	6~8
原告団交流ひろば	9
傍聴しての感想	10
時代の流れに取り残されるな!	10

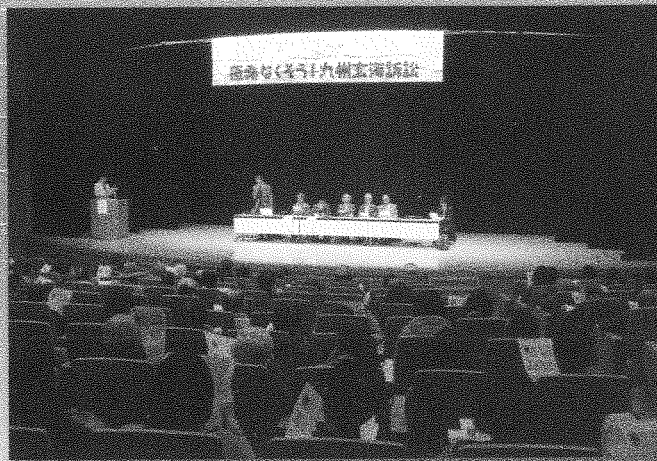
広げてください! 1万人まであと 1,000 人ぎりぎりです! ☆あなたのご家族・友人、知人を原告に。委任状と申込書はホームページ (<http://no-genpatsu.main.jp>) からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

# 意見 陳述書

原告 佐高 信 氏

原告 大石 利生 氏

250名が参加した報告集会(アバンセホール)



## □ 原告

佐高 信 氏  
(評論家)



## 1 はじめに

私は、これまで経済誌の編集部員、編集長を務め、現在は評論活動を行っている者です。主に政治家や経営者についての評論を書いてきました。

私は、原発をめぐる無責任さについて意見を述べたいと思います。

2 3.11前、政治家やメディアは日本の原発は世界一とか、事故は絶対あり得ないなどと宣伝しまくっていました。私はスリーマイルやチェルノブイリの事故のことを知っていましたし、反原発運動を長年やってこられた市民科学者の高木仁三郎氏(2000年没)と何度かお会いしたこともあって、盲目的・一方的に原発を推進する政治やメディアを苦々しく思っていました。原発という巨大な力をふるうからには、反対意見にこそ真摯に耳を傾けるべきだと考えていましたが、政治もメディアもその逆に、反対意見を無視し、「非科学的」などと批判することさえしていました。

3.11が起きて、私は、世の中は変わるはずだと思いました。未曾有の人災を引き起こした原発安全神話をつくりだした当事者たちは責任をとって退場し、これまで正しく警鐘を鳴らしてきた人たちが表舞台に立つことを期待しました。ここで変わらなければ二度

と変わるチャンスはない、と。

しかし、実際はどうでしょうか。

推進してきた政治家、専門家、メディア、誰も責任を追及されません。

最たる例としては、現原子力規制委員会初代委員長の田中俊一氏。田中氏は原子力カムラの中核で原発を推進してきました。私は、本当に「規制」する気があるのならば、3.11前から反対してきた小出裕章氏(京都大学原子炉実験所助教)のような方をこそ規制委員長にすべきだと思います。

他にも、東京大学大学院教授で原発推進派だった関村直人氏(福島第一号炉は2011年時点で設計寿命が40年だったが、経産省は2011年2月に10年間の運転継続を認可した。同氏はその際に東電が提出した技術評価書を審査するワーキング・グループの主査だった。)の例が挙げられます。関村氏は事故当初、NHKに出ずっぱりで、事故で放射性物質が漏れることはないかのように言い続けました。結局、メルトダウンしていたことがはっきりと分かってからは、一切出てこなくなったのですが。私は、後に、小出氏に対し、「専門家でもあんなに事故の進展がわからないのですか」と尋ねました。小出氏の答えは「専門家ならばすぐにわかります」というものでした。私は、専門家として原発を推進してきた関村氏には、事故の説明ができなかった理由を説明する責任があると思いますし、メディアはそれを追及すべきだと思います。しかし、残念ながら、関村氏が責任を追及された話は聞きませんし、追及しなかったメディアのおかしさが取沙汰されることもありません。

3.11事故は人災です。人災であるからには当事者に責任を取らせるべきです。しかし、今の日本は、原発に関し、加害者が責任をとらず、被害者ばかりが負担を負う構造になっています。

3 事故後、私は、原発利権で作られ出した無責任な構造を世に知らしめたいと考え、『原発文化人50人斬り（毎日新聞社、のちに光文社知恵の森文庫）』を出しました。ビートたけしをはじめ、多額の広告料・出演料をもらって「原子力発電は安全である」という神話を振りまいてきたタレントや文化人を具体的に批判したものです。

そもそも電力会社は地域独占企業で競争相手がいないのですから、宣伝をする必要がありません。それなのに、電力会社は、多額の宣伝費を計上し、タレントや文化人を使って安全神話を振りまき、有無を言わせない社会を作り上げてきました。その電力会社の責任も問われるべきですが、一方で、私は、それに、故意に、あるいは無批判に加担したタレントや文化人の責任も問われるべきだと考えます。タレントや文化人という、多かれ少なかれ世間に影響を与える人々は自分の言動に責任を持つべきなのであり、原発事故が実際に起こってしまった今、自らの発言を真摯に振り返るべきでしょう。仮に事故前は原発の安全性を心から信じていたのだとしても。しかし、私が本で実名を挙げた人々は、残念ながら、いまだもって自分の言動を振り返る様子はありません。

かといって、私は、特に驚きもしません。原子カムラの無責任の構造は、原発が続く限り変わることはないでしょう。

#### 4 電力会社の社会的責任とは何でしょうか。

電力会社の人間は、口を開けば、自分たちは単なる民間の私企業とは違う公益企業だと言いたがります。

とするなら、民間の私企業以上の大きな責任を負っていると言うべきでしょう。

しかし、現在の電力会社の実態は、自分たちに都合が悪くなると、公益企業という仮面に逃げ、自分たちの手に負えなくなると、自分たちは私企業だからと言いわけする使いわけに終始していると言わなければなりません。

原発震災が起きた時の避難は自治体任せにしているとか、東京電力のように被災者に賠償金を払えなくなったら国に頼るといふのでは民間企業の悪いところ

と役所の悪いところを合算したのが電力会社だと言われても仕方がないでしょう。

玄海原発で事故が起こっても東電のように九電は国に逃げ込んで、倒産を免れるのかもしれませんが。

しかし、それは、まさに住民を犠牲にして加害企業だけが生き残る身勝手な道であり、地域独占の公益事業という隠れみのを二重、三重に利用する卑劣な、そして愚かな選択だと断じなければなりません。

#### 5 原発は途方もない無責任さの上に成り立っています。

原発で事故が起こっても、政治家、専門家、電力会社、メディアの誰も責任を取らず、誰も責任を追究されない。

この無責任さはこれからも変わることがないでしょう。

これで原発を再稼働すれば、第二、第三の原発事故が起こることは目にみえています。

責任の取れないことはしない、この当たり前のことを判決で明らかにして欲しいと思います。原発残りて地域滅びるでは何の意味もないのです。

中国電力の上関原発建設に反対する山口県祝島の住民は、「ここは孫子に残す町」と言っています。親から受け継いだ自然や地域を孫子に残す、その責任を私たちが負っていることを心に、孫子に残す判決をしてください。



佐賀地裁までアピールウォーク

## □ 原告

## 大石 利生氏

(「水俣病不知火患者会」会長)



## 1 はじめに

私は、会員7000名を超える水俣病の被害者団体、「水俣病不知火患者会」の会長を務める者です。2011年に和解によって終結した、ノーモア・ミナマタ訴訟の元原告団長でもあります。

私が原告団長を務めたノーモア・ミナマタ訴訟は、2011年、国・熊本県・加害企業チツソとの間で和解成立を迎えました。しかし、その後も被害救済を求めて6万5000人もの人々が水俣病特別措置法に申請をしたところ、その多くが、行政の不当な線引きによって切り捨てられることとなりました。そのため、これらの取り残された被害者らが新たな原告となつて、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟を提起し、私も彼らとともに、いま現在も司法の場で闘っています。

私は、福島第一原発事故と水俣病とが、被害者の置かれた状況や加害構造、その他あらゆる面で共通していると感じています。そこで、まず始めに、水俣病の歴史と、水俣病被害者の一人である私自身のことについて、少し話をさせて下さい。

## 2 私の被害体験と水俣病の歴史

私は、1940(昭和15)年、熊本県水俣市に生まれました。

豊かな不知火海に面した地域に住む私たち住民は、不知火海産の魚介類を、知り合いの漁師から分けてもらったり、行商人から買ったり、自ら海岸へ行って貝を掘ったりして、毎日食べていました。それが、メチル水銀によって濃厚に汚染された魚介類であるとも知らずにです。

メチル水銀が体内に入り、水俣病になると、手足のしびれや頭痛、疲労、ふらつき、こむら返りなど、外見からはすぐに判断できない症状に悩まされます。私自身、若い頃からそうした症状に悩まされ、満足に仕事をすることもできませんでした。

また、感覚が失われているために、身体を傷つけられても痛みを感じる事ができません。30歳の頃、私は、夜に自動車を運転していて田んぼに転落する事故を起こし、窓ガラスの破片が足の土踏まずから

足の甲にかけて突き抜ける大怪我をしました。しかし、私は、自分の足に明かりを当ててみるまで、怪我をしていることに気づかず、ガラスが突き刺さったままの状態歩き回っていたのです。

私は、熱さに対する感覚も極端に鈍く、熱湯に手を突っ込んでやけどをしても気付けませんし、味覚も鈍っているため、どんな料理をご馳走になつても、本心から「美味しかった」と言うことができません。人並みに痛みや熱さ、味を感じ取れるようになりたいと思ひ悩み、ハサミの刃を自分の腕に突き立てて傷を付けたこともありました。

一見して健康な人と見分けがつきにくいかもしれませんが、私たちはこのように、水俣病の症状に苦しみながら今も暮らしているのです。

この水俣病の問題に関しては、多くの被害者が立ち上がり、これまで何度も裁判が行われてきました。国や県、加害企業チツソは、最初のうちは、自分たちに賠償責任はないと主張し続けていました。しかし、加害責任ありとの司法判断が確定した後は、できる限り被害を矮小化することへと方針転換し、たくさんの方を切り捨てて、責任逃れを図り続けています。

## 3 ミナマタと同じ道を辿るフクシマ

3.11の福島第一原発事故の発生をきっかけに、私は、水俣病の問題と原発の問題とを重ね合わせて捉えるようになりました。

私は、福島第一原発事故の発生を、羽田から熊本空港へ戻った際、空港のテレビで観て初めて知りました。そして、自宅に戻り、事故の様子を改めてテレビで観た時、事故による被害がどこまで広がるのか不安に思うと同時に、直感的に、「これは水俣病と全く同じだ」と思いました。これは、国策によって企業を守り、市民の生活の安全を軽視した結果、起こるべくして起こった人災であり、今後国は、水俣病のときと同様に、この被害の実態を隠して、被害者を放置し続けるのではないかと。私はそのようなことを強く懸念したのです。

水俣病は、公式確認から59年が経過し、数々の司法判断を経ても、未だに全面解決がなされていません。国は、被害者を放置するにとどまらず、ここまで解決を先延ばしにしてきた自らの責任を棚に上げて、メチル水銀に曝露したことを示す資料を出せと、何十年も前の証拠を要求して、被害者救済の妨げを

しています。私たち水俣病被害者は、長年にわたり団結して闘いを続けてきましたが、その多くがいまや高齢になり、あとどのくらい時間が残されているか分からないという方も少なくありません。

一方、福島第一原発事故の発生から、まもなく4年を迎えようとしていますが、被害の全貌は明らかになっておらず、国は、すべての被害者の救済に向けた取り組みをする様子を全く見せていません。広島・長崎への原爆投下やチェルノブイリ原発事故などを経て、放射能汚染の恐ろしさや原発の危険性を十分知り得たはずであるのに、根本的な解決策・救済策も検討せず、原発事故という最悪の事態が起きたことを国民の記憶から消し去り、何事もなかったかのように原発再稼働に向けてエネルギーを注いでいます。

私たち水俣病被害者も、原発事故の被害者も、たとえどれだけ賠償金を支払われても、一度被害に遭ってしまった以上、健康な身体や昔の平穏な生活を完全に取り戻すことはもう叶わないのです。それなのに、国と企業は、私たち被害者の声を聞かず、最低限の賠償責任すら果たそうとしません。

数々の公害訴訟において責任を問われてもその姿勢を全く改めず、このように被害者を放置し続けている国と企業には、いつまで経っても憤りを抑えることができません。

#### 4 裁判にかけた願い

私を含む水俣病被害者は、何十年も前から変わらず水俣病の症状に悩まされ、人並みに痛みや熱さ、味を感じ、自由に動ける健康な身体で暮らすことがもはや叶わないのだという苦しみを抱えています。それと同じように、原発事故の被害者の方たちは今、慣れない避難生活での心労、家族や友人たちとの生活を奪われた悲しみ、放射線への恐怖などを抱え、故郷での平穏な生活を取り戻すことが叶わないという苦しみを抱えています。時が経つにつれて、放射線の人体への影響も一層明らかになってくるでしょう。それにもかかわらず、国や電力会社は、彼らのことを、私たち水俣病被害者と同じように切り捨て、声も上げられずに悩み苦しみが亡くなってゆくのを待つつもりなのではないでしょうか。

しかし、公害問題の原点ともいべき水俣病の問題を通して、国や企業は知ったはずですが、どんな手段で責任逃れを図ったとしても、私たち被害者は、加害者がその責任を真摯に受け止め、しかるべき賠

償を行い、同じような過ちを繰り返さないと約束するその日まで、何十年かけてでも闘いの手を止めないということを知ったはずですが。

安倍首相は、一昨年の水俣条約会議で、「水銀による被害を克服した我々」という言い方をしました。さらに、オリンピック招致のためのプレゼンテーションの場では、「(福島第一原発の汚染水の)状況はコントロールされている」ということを言いました。私は、被害救済の妨げをしておきながら、外面では公害問題を克服した国の代表であるかのように装う発言に耳を疑います。私たち被害者は、あの言葉を決して忘れず、今後も一枚岩の団結で闘いを続ける所存です。

裁判所も長年にわたる闘いの中で、加害者にしかるべき責任を取らせる判断を下し、司法としての重要な役目を果たしてきました。一部の者の利益のために多くの人を犠牲にすることは、法的にも道義的にも断じて許されないと判断を、法廷の場で繰り返し示してきてくれました。しかし、残念ながら、過去の原発差止の裁判に関しては、なかなかそのような司法判断を得られなかったようです。

今回私が強調したいのは、一度生じてしまった被害は完全に回復できないということ、被害はいつまでも続くということです。私たち水俣病被害者にとっては、たとえ賠償金を受け取っても、水俣病の症状を抱えて生きていかなければならない現実、何ら変わりません。原発事故の被害者の方たちもそうです。いくらお金を支払われたところで、家族や友人との生活、生まれ育った地域での平穏な生活を奪われてしまったという事実を、なかったことにはできないのです。だからこそ、実際に被害を受けた方たちの痛みを知るとともに、被害をこれ以上生み出さないためにはどうすべきなのかを真剣に考え、行動するということが、何より重要です。今、国と電力会社は、原発が多く犠牲者を生み出すことを承知の上で、その再稼働に踏み切ろうとしています。ここで裁判所に委ねられる判断は、新たに多くの被害者を生み出すことの是非、これに尽きるのではないのでしょうか。

私は、水俣病の裁判を闘ってきた被害者の一人として、この原発訴訟においてもしかるべき判断がなされることを切に願い、原告となりました。私たちとその子孫一人一人の生活と命が懸かっています。その重みを受け止めて、どうか揺るぎない判断をしていただきたいと思います。

## 九電準備書面 8 の要約書面

1 原子力防災についての事業者、国及び地方公共団体の責務を述べた準備書面である。

九電が玄海原発について原子力災害発生防止に関して万全の措置を講じ、また、訓練等を行うことで原子力災害発生・拡大の防止、復旧を図ることを説明して、玄海原発について適切な原子力防災を行っている旨主張する内容となっている。

2 原子力事業者、国及び地方公共団体の責務として、原子力災害対策特別措置法3条に事業者の一般的義務が定められ、7条1項に事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成することが定められている。国及び地方公共団体には、同法4条、4条の2、5条に、国民・住民の生命、身体、財産を災害から保護するために必要な施策を講じる義務が定められている（防災基本計画、地域防災計画の策定義務）。

3 玄海原発では、多重防護の考え方により安全性を確保していることに加え、定期的な点検や検査、測定の実施や、危機等の異常が生じた場合には原因究明及び再発防止対策を策定し、運転・保守要員の資質維持・向上にも継続的に取り組んである。地震・津波に対しても設置時に十分な調査・検討を行っている。

また、福島第一原発事故を受けて、設計想定事象を超える場合でも、燃料体や使用済燃料の著しい損傷を防止し、放射性物質の異常な水準の放出を防止できるよう一層の対策を講じている。さらに3.4号機においては、新規制基準に合致するような対策を講じてきた。

そのほかにも、九電は地域防災計画と整合の取れた玄海原発原子力事業者防災業務計画を策定した。その内容は、防災体制としては、①原子力災害が発生するおそれがある場合や、発生した場合に備えた緊急時体制を区分した、②原子力防災組織を設置するとともに、緊急時対策要員を定めた、③原子力防災管理者として所長を選任し、防災のための一定の業務を行わせるほか、副原子力防災管理者を選任した、④緊急時には、原子力防災管理者が緊急時体制の区分に応じて直ちに緊急時体制を発令し、要

員等を非常招集することとした、⑤緊急時体制発令時には、社長が緊急時対策本部を設置し、社長がその本部長となつた、⑥事態に応じて、原子力災害対策支援拠点を設置することとした、となっている。

災害予防対策としては、①通報や業務に必要な設備、資機材の確保、整備を原子力防災管理者の責任としたほか、オフサイトセンター等に、原子力災害対策活動で使用する資料を備え付ける、②緊急時運転パラメーター伝送システム（SPDS）を設置し、SPDSに非常用電源を供給するなどの維持、管理を行うこと、③防災要員等に対して、原子力教育を実施する、④社内において1年に1回以上、原子力防災訓練を実施するほか、国又は地方公共団体が主催する訓練計画策定に参加し、要員の派遣や資機材の貸与等を行う、というものとなっている。

緊急事態応急対策としては、①警戒事象発生時には、原子力防災管理者が、原子力規制委員会等に連絡をすること、②特定事象発生時は、発電所対策本部長が、15分以内を目処として、内閣総理大臣や周辺自治体の知事等に連絡を行うこと、③原災法15条1項の事象発生時は、予め定めた連絡先に連絡をすること、④警戒事象や特定事象発生時には、対策本部は応急措置を実施し、その概要を報告すること、⑤オフサイトセンター運営の準備に入る旨の連絡を受けた場合等には、必要な要員の派遣や資機材の貸与等必要な措置を行う等、が定められている。

原子力災害事後対策としては、本部長は、災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、優先順位を考慮して、一定の事項（施設の損傷や汚染状況の把握、放射性物質の追加放出の防止、施設の除染の防止、施設損傷部の修理・改造の実施等）に関する復旧計画を策定し、それを実施することとされている。

4 国の原子力防災への責務としては、福島第一原発事故を受けて原子力災害対策指針が策定され、それに基づき、①原子力防災体制について、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議が常設され、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」の副本部長に原子力規制委員会委

員長を指名したほか、国の中央防災会議は、政府の原子力災害への対応強化を主な内容とする防災基本計画の改定を行った、②原子力規制委員会は、専門的・技術的事項に関する原子力災害対策指針を策定した、などの対策がされた。

5 地方公共団体では、原子力災害対策重点区域を設定する公共団体の防災会議は、国の計画・指針に基づき原子力災害対策編を策定することが義務付けられ、同区域を管轄に含む市町村は、国の計画に基づき避難計画を策定することが義務付けられ

た。佐賀県と、PAZ 又は UPZ を管轄に含む地方公共団体では、「原子力災害対策編」を策定しているほか、PAZ や UPZ を管轄に含む地方公共団体は避難計画を策定している。加えて、玄海町及び唐津市では、PAZ 圏内の住民に、安定ヨウ素剤の事前配布を実施している。

6 事業者、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら協力し、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を行っている。

## 九 電 準 備 書 面 9 の 要 約 書 面

1 大飯原発稼働を差し止めた福井地裁判決には、人格権侵害に基づく差止要求の要件である「具体的危険性」の判断枠組みに誤りがある上、個々の事実認定においても、基本的事項への理解不足や科学的、専門技術的知見に基づく確立した経験則に違背する認定が行われている等、不当な点が多い。

2 人格権の侵害の具体的危険性が存在するというためには、被害の危険性が切迫しているとの要件が必要であり、その要件を充たすには、これまでの原発差し止め訴訟で示されたように、人格権侵害の「具体的危険性」が必要である。

また、原子力規制委員会が原子炉設置許可をするための基準があり、それは原発に一定の危険が内在することを前提とする以上、抽象的危険性が一部でもあれば原発の運転が許されないとするのであれば、法律の枠組み自体を否定することとなる。

さらに、具体的危険性の判断には、原発が高度に科学的・専門技術的なものである以上、その判断には科学的・技術的知見を踏まえることが不可欠であり、それは伊方原発の設置許可取消訴訟の最高裁判決からも明らかである。

ところが、福井地裁は、判断枠組みとして、「具体的危険性が万が一でもあるのか」を判断基準とし、それは行政法規のあり方や内容で左右されるものではない、として、その判断には必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない、と判断している。

この基準では、判決は、「具体的危険性」という用語を用いているが、実際は抽象的な次元で危険性の有無を判断している。また、科学的、専門技術的知見を踏まえていないため、事実認定について、将来予測や科学技術による危険の管理統制は不可能であるとの特定の見解を根拠とした主観的な事実認定がされている、失敗が生じる理由を示さず失敗を当然の前提とする事実認定がされている、使用済核燃料ピットに関して冷却水が失われる理由が書かれていない等、人格権侵害に至る具体的経緯等が示されていないなどの問題がある。

このように、福井地裁判決には、実際には危険性の有無を抽象的に判断している点で誤りがあるほか、主観的な事実認定がされており、司法判断として許されるものではない。

3 そのほかにも、福井地裁判決では、争点について事実誤認や理由不備が散見される。

(1) 外部電源喪失と主電源喪失については、PWRにおける耐震安全性確保の考え方を理解していない。PWRでは、「安全上重要な設備」には、格段に高い信頼性を持たせるようにされており、耐震安全性についても、重要度の違いに応じた耐震性を備えることとされている。そして、これら安全上重要な設備のみで、原子炉の安全確保機能を確保できるので、これらの設備の機能さえ維持できれば、その他の設備が機能喪失しても、原子炉が危険な状態になることはない。

ところが、福井地裁判決が問題とする、主給水ポンプや外部電源のような「安全上重要な設備」ではなく、これらが機能を喪失して「外部電源喪失」や「主給水喪失」という事態が生じて、原子炉の安全性は確保されるのであり、福井地裁の判断には事実誤認がある。

(2) 基準地震動については、福井地裁は、想定を不可能であるとしているが、地震の数は限られているものの、過去の地震の痕跡である活断層の有無や大きさの調査により内陸地殻内地震の規模を予測することは可能であるし、文献調査等により 1000 年以上に亘る地震の調査も可能である。さらに、サイト特性についても、調査・観測で敷地地盤における地震波の増幅の特性を把握できる。よって、地震のデータは限られていても、補充するに足る複数の科学的知見があるから、地震の想定は本来的に不可能であるというのは誤りである。

また、福井地裁判決では、2008 年岩手・宮城内陸地震において 4022 ガルが観測されたことを、大飯原発で基準地震動を超える地震動が発生する可能性があることの根拠とする。しかし、4022 ガルという最大加速度は、揺れが大きくなる傾向にある軟らかい地盤固有の影響を受けたものであり、原発が設置される岩盤と同列に扱うことは誤りである。

(3) 福井地裁判決は、我が国の他の原発で想定を上回る地震動が発生していることから、大飯原発の基準地震動が不十分であるとしているが、実際の 4 つの例（2005 年宮城県沖地震、2007 年能登半島沖地震、2007 年新潟県中越沖地震、2011 年東北太平洋沖地震）において基準地震動を超過した地震動が発生したのは、当該地点の固有の地域的特性による影響が大きい上、東北太平洋沖地震を除く 3 つの事例については、基準地震動  $S_s$  を超過した事例ではない。

一定地点での地震動の想定にあたっては、当該地点の「震源特性」、「伝播経路特性」及び「サイト特性」という 3 つの特性を把握することが非常に重要であり、4 つの事例はこれらの特性による影響が強く見られるが、判決はこれら特性による影響をまったく考慮していない。

基準地震動については、3 つの事例では、旧指針による基準地震動  $S_2$  は超過しているが、平成 18 年に改訂された指針に照らして策定された各原発の

基準地震動  $S_s$  を超過していない。よって、これらの事例は、基準地震動  $S_s$  の信頼性を否定する根拠とはならない。

このように、地域特性を無視して、他の地点でも同じことが起きると推論したり、基準地震動  $S_s$  を超過したのではない事例を挙げて、基準地震動  $S_s$  が不十分とする福井地裁判決の判示は誤りである。

(4) 使用済核燃料ピットについて、福井地裁判決では、使用済核燃料が原子炉格納容器のような堅固な施設に覆われておらず、放射性物質を閉じ込める構造に欠陥があるとするが、使用済核燃料は、冷却等に十分な量のホウ酸水を充たしたピット内の燃料ラックに、一定の離隔距離を保って貯蔵されており、ピットに接続される給排水配管は、核燃料の上端よりも高い位置で接続されており、破断等によってもピットの水位が配管の接続位置よりも低下することはなく、燃料の冠水が維持される構造となっている。そのほか、ピットの水位は常時監視されており、漏えいが発生した場合には早期に検知でき、また、使用済核燃料貯蔵設備は、基準地震動に対する耐震安全性を備え、その建屋は基準地震動に対して構造物全体として十分な余裕を有している。

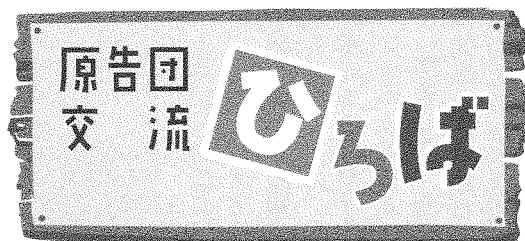
使用済核燃料は、炉心にある燃料集合体とは異なり、ピットにおいてホウ酸水による冠水状態で保存されており、それで健全性が維持されるから、周辺環境への放射性物質放出防止にはそれで十分であって、原子炉格納容器のような堅固な施設による閉じ込めは不要である。

福井地裁は、堅固な施設に覆われていないことを使用済核燃料ピットが危険である理由とするが、その判断には事実誤認がある。

4 放射性物質の大量放出事故が発生する現実的危険性の判断にあたっては、福井地裁判決によるのは妥当でなく、科学的、専門技術的知見を踏まえて客観的証拠に基づいて判断されるべきである。







各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取組みが行われています。また、原告を増やすためにさまざまな工夫をしているので、ご紹介します。みなさんの地域で原告を広げる参考にしてください。

福岡市早良区 山内 恵美子



私たちの会のスタッフは、福岡第一法律事務所の毛利弁護士を中心に、市議会議員の中山さんを始め、若手からベテランまで多彩な顔触れの10名です。月一回集まりを持ち、現状の報告や情報交換など中身の濃い会議を重ねています。出席率が高く、顔を合わせて次の拡大目標が確認されていくので、原告拡大の取組みに対する優先順位が格段に上がり、それが会のモチベーションの一つとなっています。

事務局の田中美由紀さん作成の自治体行政区ごとの原告数をみながら、「ここはもう100%だね」「東区には負けられないね」など、負けずぎらいな早良区としては数を必ず確認し目標を決定します。12月の提訴後、早良区は目標291名に対し94%。あと18名で100%になるということで、4日前のスタッフ会議でなんとか報告する今日までに達成しようと、早良区の名簿を全員で確認し、声掛けの漏れはないか、この人に声をかけたらと具体的に名前を挙げ、会議後電話かけをし、その甲斐あって10名増やして283名97%！目標達成まで残り8名まで迫ることができました。ぱちぱち。

会には、さまざまな団体が集まっています。新婦人、民商、年金者組合、9条の会、革新懇など。私自身も新婦人の反核女子部の活動をしています。各団体の会報誌には、提訴や期日の報告、原告数のことなど載せ、声掛けを広げています。参加団体が多いと複層的に広めていくことができます。

会は、映画上映会や福島視察報告、学習会などを開催してきました。また早良区の原告でもある後藤文治さんが、昨年7月の裁判で意見陳述を行いました。そのことをたくさんの方に知ってほしいと、もう一度意見陳述をしてもらう会をもちました。福島で定年を迎えた後、介護の仕事しながら好きな釣りと家庭菜園をして暮らしてきた後藤さん。原発事故は一瞬にして私のささやかな幸せを奪い去ったとの話に、会場からすすり泣きがきこえました。意見陳述を聞く会に取り組むのも

「原発をなくしたい」というみなさんの思いに信頼をよせ、目標にこだわって100%達成！

いいのではないかと思います。ただ、回を重ねるごとに、ほとんどがおなじ顔ぶれとなり、やきもきしていた時です。学習会での質問「どうやって原告を増やしていますか。どうしたらいいかわからない」との声にこたえ「原告のみなさん、集まりますよ～」を開催しました。スタッフだけが原告集めをするのではなく、原告がひとりでも増やしてもらえばとの転換の発想でした。原発をなくしたい、その思いに信頼を寄せていけば倍増するのではないかと。裁判や原告拡大についての悩みや疑問を気軽に話せる原告交流会の企画です。もし誰も来なくても拡大スタッフ会議にすればいいよと少し弱気の開催でしたが（笑）、想像以上の参加で、こういう場に来るのは初めてという方が、「知り合いに広めていきたい、家族も入ってもらおう」と申込セットを複数枚持ち帰ってくれました。

最後に。私もスタッフの一人として、目標に責任を持つとがんばっていますが、締切間近になっていつもあわてています。そのときに、玄海訴訟のことをいちから話していたら間に合わない。ですから一度断られた方に話をするんです。今回短期間で8人の方が原告になってくれました。絶対入ってくれると思って声をかけたのに、即答してもらえなかったときは落ち込みます。また連絡するのは勇気がいります。だけど一度は入ってもらえるかなと思ってお話しした方ですから、その見立てはやっぱりあたってるんですね（笑）。

市長選、総選挙もあっていろいろ忙しかったのですが、たくさんの人に会えるときはチャンスです。これはと思う方に申込セットを配っておいたんですね。この結果が大きかったです。これから、また選挙の時期に入る方もたくさんいるかと思いますが、忙しいというのは理由になりませんよ。ぜひそのチャンスを逃さず、がんばりましょう。地を這う市民運動の力は大きい！！次期裁判で、一万人原告にして闘いましょう。

\*玄海訴訟では「自治体・行政区ごとの原告数と目標目安」を作成しています。これは福岡佐賀長崎の3県で1万人を達成しようとした場合、各地域に原告がこのぐらいはいてもいいのではないかとという目安を示したものです。3県合計730万人に対し、福岡県の人口は500万人で69%を占めています。福岡市はそのうちの29.3%（148万人）、早良区はそのうちの14%（21万人）。この割合ではじき出すと早良区の1万人に対する目標は291名となります。（人口は表を作成した当時のものです）。

Information

Information

## 第12回裁判のご案内

◎4月24日(金) 14:00から

佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合  
 弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。自家用車でお越しの方は、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会はメートプラザ佐賀(佐賀勤労者総合福祉センター)で行います。ぜひ、ご参加ください。

## 第13回裁判のご案内

◎7月10日(金)〈予定〉

佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間、模擬法廷・報告集会の会場は第12回と同じです。

## 第13陣提訴のご案内

◎3月26日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合

\*今回の原告申込み締切 3月20日

第11回裁判を傍聴して  
 参加者の感想

1月23日開廷の11回目の裁判に、北九州市長選と1議席を争う若松選挙区の補選の最中のため、北九州原告団バスは出ず。ほうほうの体で「人権連北九州」の車に便乗した。同裁判、全国的にも注目されている証拠にあの「大飯原発訴訟」原告らが模擬裁判を見学にきた。うれしいねえ。

11回目の冒頭は九電のボケにツツコミの弁護士という漫才の展開で九電の厚顔無恥ぶりを白目の下に。原告弁護士は言う「2号機は安全立証する気があるならなぜ3・4号機と一緒にしないのですか。廃炉にする可能性があるのですかねえ」に、九電代理人は昨年1号機廃炉をマスコミ発表したのに「1、2号機はまだどうなるか決まっていな」と。TV番組にお声が掛かりにくくなったという評論家の佐高氏は、3・11で「原発神話を作り出した当事者が責任をとって退場し、正しく警鐘を鳴らしてきた人々が表舞台に立つ」と思っていたが、誰も責任を取らず責任を追及されない現実を

語り、「責任のとれないことはしない。この当たり前を判決で明らかにして」と裁判長に直訴した。  
 水俣病不知火患者会会長の大石利生さんは「水俣と福島原発事故は国策によって企業を守り市民の生活を安全を軽視した結果、起こるべくして起こった人災」「水俣病と同様、被害の実態を隠して被害者を放置し続けるのではないか」と述べた。人を人とも思っていない国、企業の悪行に、民主主義の世の中、そうはさせるか、と思つた次第。  
 【小倉タイムズ代表 & 記者 藤本修子】

## 時代の流れに取り残されるな!

原告団長 長谷川 照

今年、全ての原発再稼働を阻止する好機到来の年として新年を迎えました。

東京電力など原発を抱える大手電力9社の昨年4月から12月期連結決算が出されました。前年同期の経常損益を比較すると、関西電力、九州電力と北海道電力は経常赤字を示し、中国電力、四国電力、中部電力は経常赤字から黒字に改善が見られ、東京電力、東北電力、北陸電力は引き続き黒字を増加させています。2014年度は原発の稼働ゼロでした。関西電力、九州電力、北海道電力の赤字は原発依存度によることが如実に示されました。私たちも、電力9社も原発に依存する必要がないことが明瞭になりました。節電、LEDの使用等々によって電力10社の販売した電力量は15年ぶりに最低でした(電気事業連合会調べ)。

度重なる電気料金の値上げに抗して、電力会社と購入契約を解除した企業・自治体の電力需要は1200

万kW、なんと原発12基分に増えました。この背景に、電力の小売り自由化(2016年)と再生可能エネルギーの活用が急速に拡がっているからです。

大手電力会社は、電力の完全自由化(2018年の発送電分離)に備えて、原発優先から新電力を含めた電力の再編に経営の方向を変えています。東電は、フクシマの収束を放棄し国に任せて、再編後もダントツの経常収益を目指して先頭をヒタ走っています。名実ともに東電は国営会社として生き残りを計っているのです。

原発離れはドンドン進んでいます。私たちは速やかに玄海・川内原発の再稼働を阻止して、新しく生まれ変わろうとしている怪物「新東京電力」の息の根を止めなくてはなりません。そのために、まず原告1万人の目標を1日も早く達成しましょう。



発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護士

発行責任者/長谷川 照

発行日/2015年2月21日

事務局/佐賀中央法律事務所

佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3F

Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123

